

福島県補助金等の交付等に関する規則

昭和 45 年 10 月 27 日

福島県規則第 107 号

(最終改正 平成 12 年 4 月 1 日)

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるものをいう
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行なう者をいう。
- (4) 間接補助金等 次に掲げるものをいう。  
ア 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの  
イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアに規定する給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- (5) 間接補助事業等 前号アの給付金の交付又は同号イの資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- (6) 間接補助事業者等 間接補助事業等を行なう者をいう。

(関係者の責務)

**第 3 条** 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、従って公正

福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について

昭和 45 年 10 月 28 日 45 財第 136 号

福島県総務部長通達

最終改正 平成 3 年 3 月 22 日

**第 1 条(趣旨)関係**

この規則は、県が交付する補助金等の事務処理の統一化及び合理化を図り、あわせて補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関し必要な手続きの基本的事項を定めるものである。従って、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律およびその他の法令に特別の定めがあるもののほか、個々の補助金等の執行に関しては、この規則とともに第 19 条の規定によって定められるそれぞれの要綱とあわせて運用されることになる。

**第 2 条(定義)関係**

本条第 1 号の「その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの」を補助金等の定義に加えたことは、歳出予算に係る節の区分第 19 節「負担金、補助及び交付金」のうち補助金および利子補給金以外のものであって実質的に補助金の性格を有するものについてこの規則の対象とする趣旨である。この場合において、知事がこれらのものを定めるときは、その旨を告示することとなる。

**第 3 条(関係者の責務)関係**

この規定は、補助事業者等、間接補助事業者等および補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員について、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるのであることを再認識させ、関係者の責務として規定したものである。

かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

**第4条** 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他別に定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る収支予算書
- (2) その他別に定める書類

3 知事は、別に定めるところにより、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがある。

(補助金の交付の決定)

**第5条** 知事は、補助金等の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付条件)

**第6条** 知事は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

**第4条(補助金等の交付の申請)関係**

補助金等の交付申請書の様式、提出期限、第1項第1号から第4号までに掲げる事項以外の記載事項、第2項第1号に掲げる書類以外の添付書類およびこれらの提出部数は、必要に応じ、それぞれ要綱で定めることになるが、これらを定めるにあたっては、それぞれの補助金等の目的、性格等を考慮し、必要最小限にとどめ、いたずらに複雑化しないよう考慮すべきである。

**第5条(補助金等の交付の決定)関係**

1 補助金等の交付の決定にあたっては、当該申請に係る補助金等が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業等の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を慎重に審査したうえで決定するものである。この場合において、現地調査は、「必要に応じて行なう」こととし、原則は書面審査によることとなる。

2 第2項の規定により、補助金等の交付申請事項について修正を加えて交付の決定を行なうこととしたが、これは交付申請の内容を調査した結果、その内容に不備等があるときは、その申請を却下するより、その内容に修正を加え、又は条件を付して決定する方がより合理的な場合も考えられるので、このような場合には、当該申請に係る事項を修正して迅速に交付決定を行なうことができることとしたものである。

なお、この修正を加える場合には、この申請に係る補助事業等を不当に困難とさせないよう留意しなければならないものである。

**第6条(補助金等の交付の条件)関係**

1 本条に列挙されている条件は、補助事業等を能率的に遂行させ、または情勢の変化によって補助金等がいたずらに浪費されることのないように、共通的な事項

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。
- (5) その他別に定める事項

2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

3 補助事業者等は間接補助金等の交付をする場合において、補助金等に前2項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行させるために必要な条件を付さなければならない。

（決定の通知）

**第7条** 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

**第8条** 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

**第9条** 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のい

について定めたものであり、したがって本条以外の条件については、要綱で具体的に定めることとし、交付決定通知書により本条の条件および要綱の条件をあわせて補助事業者等に通知しなければならない。

2 補助金等の性格により要綱で条件を付する場合には、その条件は、公正なものになければならず、いやすくも補助金等の交付の目的を達成するに必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉することのないように配慮すべきである。

#### **第7条（決定の通知）関係**

本条の通知は、補助金等の交付という支出負担の意思表示を意味するものであり、交付決定通知書により行なうものとする。

#### **第8条（申請の取下げ）関係**

交付決定後の申請の取下げのできる期日は、要綱で定めるとともに交付決定通知書により申請者に通知するものとする。なお、取下げにあたっては、そのてん末を明確にするため、文書により申請をさせ、処理するものとする。

#### **第9条（事情変更による決定の取消し等）関係**

1 第1項の「その後の事情の変更」とは、補助事業者等の責めに属さない客観的な条件の変化で、それが交付決定後に生じたものをいい、「特別の必要が生じたとき」とは、その変化により補助事業等の能率的、効果的な遂行が期待できない場合をいうものである。

2 第2項第2号の具体的例としては、たとえば、事業を遂行するために必要な土

ずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 第7条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

**第10条** 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。

(状況報告又は調査)

**第11条** 知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある。

(補助事業等の遂行の指示等)

**第12条** 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行していないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

**第13条** 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日。）から2箇月以内で別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

地その他の手段を使用することができなくなった場合、または補助金等もしくは間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができなくなった場合で、しかもこれらの事由が補助事業者等または間接補助事業者等の責めに帰すべき事情によらないときをいうものである。

**第10条(補助事業等の遂行)関係**

- 1 本条は、補助事業者等が補助事業等を遂行するにあたっての義務を規定したものである。
- 2 「善良な管理者の注意」とは、客観的にみて一般に要求される程度の注意義務である。

**第11条(状況報告又は調査)関係**

- 1 状況報告は、当該補助事業等の遂行途上における事業の進捗よく状況をは握するために補助事業者等から求めるものとし、報告または調査の時期、内容等については、それぞれの補助金等の性格によって異なるのでそれぞれの要綱で定めることとなる。
- 2 本条の調査は、必要に応じ、現地調査によることもできるものである。

**第12条(補助事業等の遂行の指示等)関係**

- 1 第1項は、補助事業等の遂行の指示の規定であり、第11条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容または条件等に従って遂行されていない場合に行なうものとする。
- 2 補助事業等の遂行を指示したにもかかわらず、依然としてこれに従わないような場合には、第2項の規定により事業の一時停止を命ずるものとする。

**第13条(実績報告)関係**

実績報告書は、補助事業等の経済的、社会的効果の判定および是正のための指示等補助金等の交付の目的を達成するために必要な措置をとる契機となる重要なものである。したがって、その内容については、より具体的に、実的なものが要求されるので、その提出期限、様式、添付書類等については、それぞれの補助金等について要綱で定めることとなる。

**第14条** 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

**第15条** 知事は、第13条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第13条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

**第16条** 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件其他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

**第17条** 知事は、前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

**第17条の2** 補助事業者等は、第16条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用につ

いては、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還

#### **第14条(補助金等の額の確定)関係**

本条は、補助金等の額の確定の通知は、すべて行なうこととしているが、本条の運用としては、事務の簡素化の見地からすでに通知している交付決定額と確定額とが相違する場合についてのみ確定通知を行なうこととする。

#### **第15条(是正のための措置)関係**

補助金等の交付の決定を受けた者が、明白に決定の内容等に違反する場合は、交付決定の取消しの対象となるが、取消しを行なう前にもう一度補助事業者等に反省させるとともに、積極的に補助目的の達成をさせようとするのが本条の趣旨である。

#### **第16条(決定の取消し)関係**

本条の取消しと第9条の取消しとの相違は、第9条の取消しが客観的な事情の変更により、将来にわたって取り消すものであるのに対し、本条の取消しは、相手方の義務違反に基づくいわゆる主観的な要件による取消しであり、過去にさかのぼって行なうものである。

#### **第17条(補助金等の返還)関係**

返還期限については、取消しの内容、補助事業等の形態、補助事業者等の規模、会計年度等を考慮して、適当な期限を定めるものとする。

を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 6 知事は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者等は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 第7条の規定は、第6項の免除した場合について準用する。

(財産の処分の制限)

**第18条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの
  - (3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの
- 2 前項のただし書きの場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係

#### **第18条(財産の処分の制限)関係**

- 1 補助事業等により取得した財産は、補助金等が物に形を変えたものであり、補助事業者等の所有に属するものであるとはいえ、多分に公益的性格を持つものであるといえる。したがって、本条は、その処分について一定の制限を加え、補助の目的にそって財産が使用されることを確保しようとする規定である。
- 2 財産処分の制限を受ける期間は、第2項の規定により国庫補助対象事業等にあつては、国の定める期間とするが、県単補助事業等にあつては、国の指定基準に準ずるものとし、機械及び重要な器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参考として定めるものとする。
- 3 第1項第2号および第3号の別に定めるものは、補助金等の交付の目的等を考慮して必要最小限度のものについてそれぞれの要綱で定めるものとする。

る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

(補則)

**第19条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の補助金等から適用する。

(略)

附則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に交付がされた補助金等については、なお従前の例による。

**第19条(補則)関係**

本条に基づき補助金等の交付等に関する要綱を定める場合には、「補助金等の交付等に関する要綱準則」を参考として定めるものとする。

附則関係(省略)

